

◆◆◆変更届（販売業）について◆◆◆

◎次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて 30 日以内に届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取締法第 10 条）

◎提出部数：1 部（写しを取って控えを保管してください。）

- ①氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- ②毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
- ③店舗の名称
- ④移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更
- ⑤オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合（但し一般から農業用オーダー販売へ等、業種の変更はできない）。
- ⑥オーダー販売業の同一ビル内での移転（下表参照）。
- ⑦販売業の、同一フロア内での移転（下表参照）。

区 分	新規申請を要する場合	変更届等を要する場合
毒物劇物販売業 （オーダー）	同一ビル外へ移転する場合	同一ビル内で移転する場合
毒物劇物販売業	<ul style="list-style-type: none"> ・同一ビル内で階を移転する場合 ・同一ビル外へ移転する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物保管設備を変更（移転）させる場合 ・同一フロア内で移転する場合

1. 変更届記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、毒物劇物農薬用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記載すること。
- (2) 登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。
- (3) 変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。
- (4) 変更年月日は、変更が生じた年月日を記載すること。
- (5) 届出年月日は、提出年月日を記載すること。
- (6) 届出者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。
- (7) 届出者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

(添付書類)

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

変	更	事	項	添	付	書	類
①	氏名又は住所(法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地)			法人の場合：登記事項証明書 ※1 個人の場合：氏名変更時のみ戸籍謄本又は戸籍抄本 ※1			
②	毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分			変更前と変更後の設備概要図 ※4、5 (店舗平面図、貯蔵設備の概要図又は写真)			
③	店舗の名称			なし			
④	移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更			各市・区・町・村長が発行する証明書			
⑤	オーダー販売業 → 現物を扱う販売業			・毒物劇物取扱責任者設置届(手引き「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照) ・登録票 ※2 ・店舗平面図 ※3、4 ・貯蔵設備の概要図又は写真 ※5			
⑤	現物を扱う販売業 → オーダー販売業			登録票 ※2			
⑥ ⑦	オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時			変更内容がわかる図面等 ※3			

- ※1 発行後 6 ヶ月以内で、変更前後が確認できるもの。写し可。
写しを提出する場合、以下の(ア)～(ウ)の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

- (ア) 当該写しが原本と相違ない旨
(イ) 原本証明を行った年月日
(ウ) 証明者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

なお、添付した写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

- ※2 書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。
※3 同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も提出してください。
※4 店舗平面図

- (1) 定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。
(2) 出入口、通路を明確に記載すること。
(3) 毒物劇物貯蔵場所を明確に記載すること。

なお、薬局との兼業の場合、調剤室内には毒物劇物貯蔵設備を設置しないこと。

- (4) 店舗の所在地と離れた場所に倉庫がある場合は、その所在地も記載すること。

※5 毒物劇物の貯蔵設備の概要図又は写真

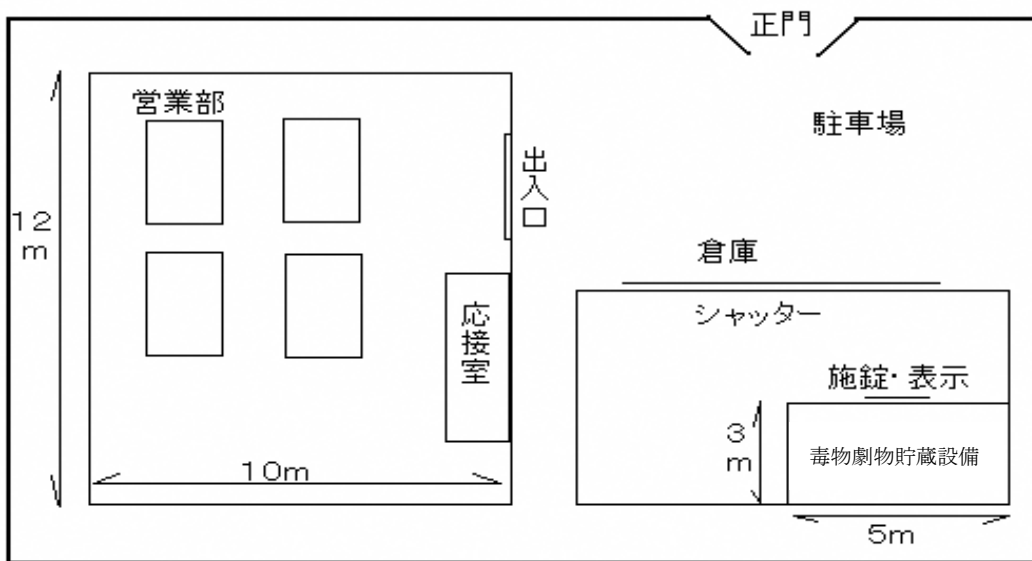
施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるもの。

床、壁の材質、施錠及び表示について記載すること。

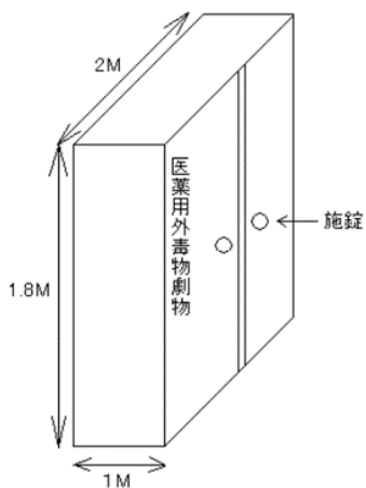
なお、入口が複数箇所ある場合は各々の施錠・表示箇所を図示すること。

【店舗の平面図記載例】

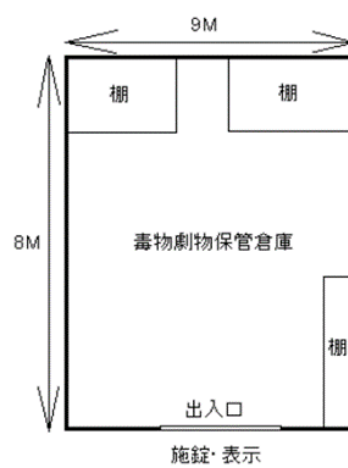
◆◆化学



【毒物劇物貯蔵設備の概要図記載例】



保管庫材質:スチール製



床・壁:コンクリート

2. 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法等の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請(届出)者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既に本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

(1) 添付書類を省略できない場合

- ・登録期限切れにより、新たに登録申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る登録店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。
- ・毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合。

(2) 省略できる添付書類と条件

- ・登記事項証明書(名称又は主たる事務所の所在地)、戸籍謄本又は抄本(氏名)
市内で複数の毒物劇物販売業等の登録を受けている者が、その中の 1 店舗の変更届に添付した上で、他店舗の変更届を行う場合。

(3) 添付書類を省略する場合の備考欄への記載事項

当該書類を提出した店舗の名称、許可(登録)番号、申請(届出)の年月日及び添付を省略する書類の種類(資格を証する書類等)を記載してください。

別記第 11 号様式の(1) (第 11 条関係)

変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日			
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称		(電話)	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあつてはその名稱
及び代表者の氏名)

豊中市長

[連絡先] 担当者名 :
電話番号 :